

幼児教育・保育の無償化



実施の背景

令和元年度10月1日から、「子ども・子育て支援法」が改正されたことによる幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼児教育・保育の無償化は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

ここでは、印南町における幼児教育・保育の無償化の内容をまとめていますので、無償化の対象範囲や必要な手続きの確認等にお役立てください。

① 幼児教育・保育の無償化の対象範囲

利用施設		保育の必要性	対象者	無償化月額限度額
① 認可保育所 幼稚園 等	認可保育所 認定こども園（保育利用） 地域型保育事業	あり	町民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	全額
			3～5歳児クラス	
	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（教育利用）	なし	3～5歳児 （3歳になった日から）	25,700円
	幼稚園（新制度未移行園）			
幼稚園の預かり保育	あり	町民税非課税世帯の場合 3歳になった日から 最初の3月31日まで	16,300円 （日額450円）	
		3～5歳児クラス	11,300円 （日額450円）	
② 認可外保育 施設 等 （※）	認可外保育施設（認証保育所等） ベビーシッター 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	あり	町民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	42,000円
			3～5歳児クラス	37,000円

■①と②の施設は併用しても、無償化の対象は原則①のみです。

お問い合わせ先 印南町教育委員会 ☎0738-42-1700

② 給付認定について

幼稚園（新制度未移行幼稚園）、幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等を利用する方（予定含む）で、無償化の対象となるためには、利用開始前に1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

■子育てのための施設等利用給付認定

認定区分	対象	保育の必要性	対象施設
1号	満3歳以上	なし	新制度未移行幼稚園
2号	3歳児以上	あり	幼稚園の預かり保育 認可外保育施設 等
3号	町民税非課税世帯の 0～2歳		

③ 認定手続きについて

上記の認定を受けるには、町に認定申請と「保育の必要量」の有無によって必要な書類（勤務状況証明書等）を父母共に提出する必要があります。

※提出書類については、印南町教育委員会までお問い合わせください。

保育の必要性	
「あり」	「なし」
認定申請書 + 勤務状況証明書 等	認定申請書

④ 保育の必要性について

「保育の必要性」とは、保護者の就労、病気等で家庭で児童の保育ができない状況をいいます。

■保育の必要性の事由（保護者）

- ①（家庭外労働）常に家庭の外で仕事をしていて、児童の保育ができない場合
- ②（家庭内労働）家庭内で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をしていて、児童の保育ができない場合
- ③（母親の出産等）母親が出産の前後、病気、負傷、心身に障がいがあるので、児童の保育ができない場合
- ④（病人の介護等）児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいを有する人がいて、保護者がいつもその看護にあたっており、児童の保育ができない場合
- ⑤（家屋の災害）火災や風水害、地震などの被災により、家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- ⑥その他

⑤ 町内の対象事業

【施設名・事業名】いなみこども園の預かり保育（2号認定の方のみ）

【事業種別】一時預かり事業

【設置者】社会福祉法人 しょうぶ会

【施設の所在地】和歌山県日高郡印南町山口150番地の3

【確認日】令和2年3月10日

※町外の施設を利用予定の方は、あらかじめ印南町教育委員会までご連絡ください。